

事 務 連 絡
令和 7 年 2 月 13 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 担 当 課
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 担 当 課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国公立大学担当課
各国公私立高等専門学校担当課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校事務担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省大臣官房政策課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
スポーツ庁地域スポーツ課
文化庁参事官（芸術文化担当）付

「健康保険証の廃止に伴う修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等
における児童生徒本人の被保険者資格の確認方法について」の一部改正について
(周知)

従来の健康保険証の発行については、令和 6 年 12 月 2 日以降、新たに発行されなくなり、医療機関・薬局においては、マイナ保険証（健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行しています。

このうち、修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等、マイナンバーカードを持参することが必ずしも容易でない場合における被保険者資格の確認方法については、「健康保険証の廃止に伴う修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等における児童生徒本人の被保険者資格の確認方法について（周知）」（令和 6 年 3 月 4 日付け事務連絡）において、厚生労働省から医療機関等の関係団体宛てに発出された事務連絡を周知したところですが、この度、厚生労働省から、同事務連絡を改正し、当該取扱いの明確化や、幼稚園等における対応について、別添のとおり整理した旨周知がありましたので、お知らせします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては、所管の学校（幼稚園、専修学校を含み、大学を除く。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれては、その

設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれては、その設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては、所管の高等課程を置く専修学校に対して本件を周知されるようにお願いします。その際、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校に一律に通知する以外にも、例えば、他の案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で配布する等、貴課において必要に応じて御判断いただきますようお願いいたします。

なお、当該確認方法について御質問等がある場合は、別添の厚生労働省事務連絡に記載されている連絡先へお問い合わせいただくようお願いいたします。

【本件連絡先】

（本通知に関する問合せ）

大臣官房政策課調整係

TEL：03-5253-4111（内線：2963）

（修学旅行に関する問合せ）

初等中等教育局児童生徒課庶務担当

TEL：03-5253-4111（内線：2389）

（幼稚園に関する問合せ）

初等中等教育局幼児教育課企画係

TEL：03-5253-4111（内線：3136）

（運動部活動に関する問合せ）

スポーツ庁地域スポーツ課学校運動部活動係

TEL：03-5253-4111（内線：3953）

（文化部活動に関する問合せ）

文化庁参事官（芸術文化担当）付

学校芸術教育室文化活動振興係

TEL：03-5253-4111（内線：2832）